

報告事項：WXBC 組織細則の改正

WXBC 細則について、令和 4 年 2 月 28 日の運営委員の承認を経て、第 2 条の三項を令和 4 年 4 月 1 日から以下のように改正する。

これに伴い、個人会員は座長の承認が得られた場合ワーキング・グループに参加することができる。

改正された条項は、新規に入会する個人会員の承認事項であるとともに、既存の個人会員にも適用する。

ワーキング・グループへの参加を希望する個人会員は、申請様式に記載し事務局へ提出すること。申請様式は別紙のとおりとする。

改正後	改正前
<p>(会員) 第 2 条 当分の間、規約第 4 条第 2 項に規定の法人会員、有識者会員、特別会員のどの種別にも当てはまらない又はこれらの構成員である個人から気象ビジネス推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）への入会申し込みがあった場合、その個人が次の条件を了承することを確認した上、個人会員として入会を認めることとする。</p> <p>一 個人会員は総会に出席することができる。ただし、総会の議決権は、法人会員、有識者会員及び特別会員のみ保有するものとする。</p> <p>二 役員、運営委員に就任できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。</p> <p>三 <u>個人会員は、第 12 条に準じて、ワーキング・グループに参加できるものとする。</u></p> <p>四 個人会員は、法人会員、有識者会員及び特別会員の全員へ共有するものと同じ情報を受けることができるものとする。</p> <p>五 個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができる。ただし、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び有する資格等を用いて行うものとする。</p>	<p>(会員) 第 2 条 当分の間、規約第 4 条第 2 項に規定の法人会員、有識者会員、特別会員のどの種別にも当てはまらない又はこれらの構成員である個人から気象ビジネス推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）への入会申し込みがあった場合、その個人が次の条件を了承することを確認した上、個人会員として入会を認めることとする。</p> <p>一 個人会員は総会に出席することができる。ただし、総会の議決権は、法人会員、有識者会員及び特別会員のみ保有するものとする。</p> <p>二 役員、運営委員に就任できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。</p> <p>三 <u>ワーキング・グループに参加できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。</u></p> <p>四 個人会員は、法人会員、有識者会員及び特別会員の全員へ共有するものと同じ情報を受けることができるものとする。</p> <p>五 個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができる。ただし、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び有する資格等を用いて行うものとする。</p>

<参考>

○WXBC 組織細則

<https://www.wxbc.jp/wp-content/uploads/2018/03/90c42815b29792495e5ffa6d76323b0c.pdf>

○第 12 条

(専門ワーキング・グループ)

第 12 条 ワーキング・グループの構成員は、コンソーシアム会員が申請し、運営委員会の承認を得なければならない。ただし、本条第 3 項の規定によりワーキング・グループの座長が選出されている場合は、座長が承認できるものとする。

気象ビジネス推進コンソーシアムワーキンググループ参加申込書（個人会員用）

気象ビジネス推進コンソーシアム

〇〇ワーキンググループ座長 殿

〇〇ワーキンググループに参加したく、届出をいたしますので、よろしくお取り計らいください。

(1) 氏名

(2) 連絡先（メールアドレス）

(3) 所属企業・団体名

(4) 役職

(5) 所属企業・団体連絡先（TEL）

(6) 参加の動機

以上